

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第 76 条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住所
申請行為者 氏名
電話

坂戸市長 石 川 清 あて

代 理 人 住 所 氏 名	級建築士登録 第 号 電話		
土 地 区 画 整 理 事 業 の 名 称	坂戸都市計画事業 土地区画整理事業		
申 請 行 為 の 場 所	仮換地指定前	坂戸市 番地	地 m^2
	仮換地指定後	街区 画地	積 m^2
申 請 行 為 の 種 類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申 請 行 為 の 概 要 及 び 地 域 地 区			
土 地 所 有 権 者 住 所 氏 名 及 び 土 地 使 用 承 認 印	㊟		
土 地 借 地 権 者 住 所 氏 名			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	工事着手予定 令和 年 月 日	工事完了予定	令和 年 月 日

施 行 者 の 意 見	令和 年 月 日 土地区画整理事業施行者				
	課長	副課長	課長補佐	係長	係
	坂戸都市計画事業 土地区画整理事業 施行者 坂戸市 代表者 坂戸市長 石 川 清				

施 行 者	受 付	坂 戸 市	受 付	許 可
	令和 年 月 日 第 号			令和 年 月 日 第 号
許 可 条 件 そ の 他				

注 意 事 項

- (1) 点線より下には、記入しないでください。
- (2) 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- (3) 申請行為の場所は、仮換地指定前の土地ならば町名地番を、仮換地指定後の土地ならば指定箇所
の街区及び画地番号を各々地積と共に表示してください。
- (4) 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- (5) 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工
作物の築造については、高さ、建築面積、延べ面積及び構造等を明記してください。
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (6) 申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有権者以外の場合
は、土地所有権者の同意の押印をし、その印鑑証明書を添付してください。(係争の場合等で印を
もらうことのできない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (7) 申請書には、付近見取図(都市計画図)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示さ
れたもの)を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、更に構造詳細図を添付
し、土地の形質の変更及び物件の設置、たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (8) この申請書は、公共団体施行の場合には、正本、副本(各1通)を土地区画整理施行地の市役所
担当課に提出してください。また、組合施行の場合には、正本(1通)、副本(2通)を組合事務所に
提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認を受ける場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてくだ
さい。

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により
下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請行為者 住所
氏名 様

坂戸市長 石川 清 印

条件

代理人住所氏名	級建築士登録 第 号 電話				
土地区画整理事業の名称	坂戸都市計画事業 土地区画整理事業				
申請行為 の場所	仮換地指定前	坂戸市	番地	地	m ²
	仮換地指定後	街区	画地	積	m ²
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の 新・改・増築				
申請行為の概要 及び地域地区					
土地所有者住所氏名 及び土地使用承認印	印				
土地借地権者 住所氏名					
着手 工事 予定年月日 完了	工事着手 令和 年 月 日 予定		工事完了 令和 年 月 日 予定		

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。